

【報告事項1】 細則・規則の制定改定の件 (2/3)

一般社団法人 ディ스플레이国際ワークショップ定款施行細則

2015年2月24日制定

第1章 社員

(目的)

第1条 定款第6条2に定める社員の入社における「当法人の事業運営に貢献実績」について定める。

(制定内容)

第2条 「貢献実績がある」とは、以下の2つの項目を満たす事とする。

- (1) 当法人の事業である国際会議のコア委員として3年以上の実務経験があること。
- (2) 原則として、当法人の事業である国際会議のコア委員会において実行委員会、プログラム委員会、財務委員会のいずれかの委員会において正副どちらかの委員長の経験がある、或いはコア委員会の他の委員会の委員長の経験があること。

附 則

1. 本細則の変更にあたっては、理事会の議決を要する。
2. 本細則の変更は理事会の議決日から施行する。